

発注者綱紀保持マニュアル

令和8年9月

銚子市

このマニュアルは、市職員が、工事などの発注事務を行う際に守らなくてはならない事項や問題が生じたときにとるべき行動などのほか、発注者として綱紀保持に関して必要な基本的事項をまとめたものです。

職務を遂行する上で良好な執務環境を保持するために、活用していただくことを目的に作成しました。

今後も、このマニュアルでは対処し切れない新たな問題が生じることも考えられますが、常にマニュアル自体を見直し、改善していきたいと思えます。このマニュアルを発注事務の綱紀保持のために真に有用なものとするためにも、職員の皆さんの積極的な情報提供と提案をお願いします。

※ このマニュアルは、国土交通省関東地方整備局の「発注者綱紀保持マニュアル」(最終改正令和8年3月)を元に作成しました。

はじめに

～発注者綱紀保持マニュアルの作成の背景と目的～

令和7年9月25日、銚子市職員4名が官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害罪で書類送検され、その後2名は略式起訴、罰金刑の略式命令を受けた後、停職3か月の懲戒処分を受けました。他の2名は起訴後、それぞれ懲役2年6か月（執行猶予4年）、懲役2年（執行猶予3年）の判決を受け、その後、共に免職の懲戒処分を受けました。

今回の事件では、関係業者から金銭の授受を受けた事実はなかったものの、業者からの不当な働きかけに応じ、最低制限価格の算出に必要な直接工事費などの情報を業者に漏らしてしまっていました。

公務員が入札談合に関与する、いわゆる官製談合については、国などの発注機関に対して組織的な対応を求めた「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」が平成15年1月に施行されたものの、その後も官製談合事件が多くみられたことから、平成18年12月に「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」と改正され、平成19年3月に施行されました。

改正法では、発注機関職員に対する刑罰規定（5年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金）が創設されたほか、入札談合等関与行為の範囲の拡大などがなされ、職員が談合を行うことを唆すことや予定価格などの秘密情報を漏洩すること、特定の者に落札させるよう落札予定者を指名することなどが処罰の対象となりました。

このような中、入札談合や官製談合を防止するため、今、改めて発注する職員と入札に参加する業者双方のコンプライアンスの保持が求められています。入札契約制度も、かつての指名競争入札・価格競争方式から一般競争入札・総合評価方式へと大きく変化してきました。発注者と受注者との関係のあり方についても大きく変わってきています。旧態依然とした感覚で、漫然と業務を進めることは許されません。新しい時代に合ったやり方で、入札契約手続きや監督検査事務を進めていく必要があります。

職員が官製談合行為の一つである「発注に係る秘密情報の漏洩」に関与することがないよう綱紀保持に関する理解を高め、コンプライアンス意識を向上させるとともに、もし職員が不当な働きかけを受けた場合の対応を組織として明確にするため、本手引を作成しました。

職員は、契約事務に関して市民の誤解を招くことのないよう、この手引を活用し、適正な事務の執行に努めてください。

ただし、このマニュアルはあくまで、基本的な考え方を示したもので、全ての業務の全ての事項について網羅しているものではありません。判断に迷うことがあれば、上司や関係部署に必ず相談するようにしてください。

また、マニュアルは策定して終わりではありません。今後も、このマニュアルでも対処しきれない問題が起きることも考えられます。

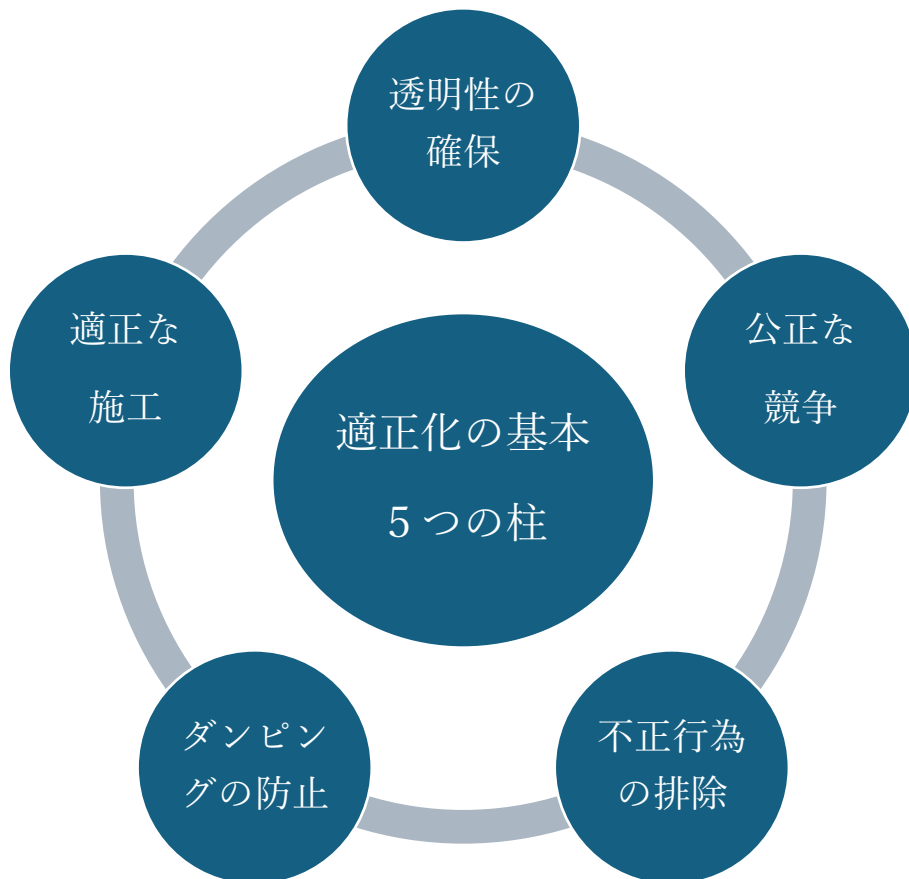
これらの問題を解決するためにも、このマニュアルを活用した職員研修でアンケートの実施や面談をするなど、マニュアルの見直しを図り、改善に努めてまいります。

発注者綱紀保持マニュアル目次

第1章	入札及び契約の適正化の基本	1
第2章	発注事務における綱紀保持	2
第1節	総論 ～市役所に対する社会的要請に応えて～	2
1	公正な手続き	2
2	公平・中立な対応	2
3	秘密の保持	3
4	不正行為の排除	3
第2節	官製談合の防止	3
1	入札談合等とは？	3
2	入札談合等関与行為とは？	4
3	背景と原因	5
第3節	発注事務の各段階における具体的な綱紀保持	6
1	事業者等との関係における一般的な心構え	6
2	発注事務の流れ	7
3	発注準備の段階（発注計画の作成、発注予定公表、積算）	8
4	入札・契約の段階（入札・契約方式の選定、入札公告、事業者の選定、 予定価格調書、入札・審査・契約）	9
5	施工管理及び検査の段階（施工管理・監督、検査・支払い）	13
第4節	発注事務に関する情報の適切な管理	16
1	発注事務に関する情報管理の徹底	16
第5節	物品その他の発注事務における綱紀保持	17
第3章	執務環境の保持	20
1	掲示等による入室制限の周知	20
2	執務室の整備	20
第4章	各種法令規程に抵触する場合の対応	21
第5章	発注関係業務で不当な働きかけを受けた場合の対応	23
1	不当な働きかけを行った者の範囲	23
2	どのようなことが不当な働きかけになるのか	23
3	不当な働きかけに該当すると思料する行為があった場合の対応	26
第6章	不祥事の結末	27
1	刑事上の制裁	27
2	民事上の制裁	27
3	行政上の制裁	27
4	社会的な制裁	27
5	本人、職場、家族への影響	28
	＜過去における問題事例～発注の各段階におけるリスク～＞	30

第1章 入札及び契約の適正化の基本

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」では、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき5つの事項を定めています。この5つの事項を念頭に置きながら発注事務を進めてください。



○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第3条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- (2) 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- (3) 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- (4) その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。
- (5) 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

第2章 発注事務における綱紀保持

第1節 総論 ～市役所に対する社会的要請に応えて～

私たちは鉾子市の職員として、鉾子市民のために仕事をしなければならないということは言うまでもありません。職務を全うするためには日頃から職員同士が議論を交わし、知恵を出し合うことはもちろん、場合によっては、事業の目的を達成するためのパートナーである民間の事業者とも顔をつきあわせて議論し合い、お互いに切磋琢磨して技術の向上を図りながら業務をすすめていく必要があります。

一方で、公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために公平・中立の立場で職務を遂行することが求められており、これを逸脱する行為はもちろんのこと、市民から疑惑や不信を招くような行為も厳に慎まなければならないということを常に念頭に置いて、業務にあたる必要があります。

もし不祥事が発生した場合には、職員個人のみならず、鉾子市役所が組織として社会的に非難され、信用は大きく失墜します。そして、一度失った信用を回復するには、多大な時間と努力を要することとなります。

このことを鉾子市の職員として、改めて自覚する必要があります。公務中はもちろん公務外における行動についても、市役所の職員としての清廉さや潔白さの保持が必要とされます。市民からも強く期待されていることを意識しなければいけません。

以下に、発注事務における綱紀保持について、主な事項を列挙します。日頃発注事務を担当する職員だけでなく、他の職員も留意して事務にあたってください。

1 公正な手続き

- (1) 入札契約手続きにおいては、第1章で記載したとおり、「透明性の確保」「公正な競争」「不正行為の排除」「ダンピングの防止」「適正な施工」の5点を、常に念頭に置かなければなりません。
- (2) 入札及び契約の実施にあたっては、中立かつ公正な審査・評価をしなければなりません。
- (3) 工事の監督、検査においては、契約の適正な履行の確保のため、適切な指導、確認及び評価をしなければなりません。

2 公平・中立な対応

- (1) 発注者は、事業者に対して無理な要求をし、一方的に不利益を与えたり、不当な便宜を図ったりするなど、中立性や公平性を欠くような行為をしてはいけません。
- (2) 発注者と事業者は、対等な立場で、各々の社会的使命を果たさなければなりません。

3 秘密の保持

- (1) 事業者の働きかけや第三者の求めに応じて、本来、事業者公表していない予定価格や直接工事費等を漏洩してはいけません。
- (2) その他の公表していない発注情報を、事業者に漏洩してはいけません。
- (3) 工事や業務委託契約後においても、変更契約に関する積算金額や検査に関わる秘密情報を事業者等に漏洩してはいけません。
- (4) これら発注事務に係る秘密情報の漏洩については、地方公務員法第34条第1項(秘密を守る義務)、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(以下「官製談合防止法」という。)第8条(職員による入札等の妨害)などの違反行為にあたります。十分に気を付ける必要があります。

4 不正行為の排除

官製談合や収賄などは、決して許されるものではありません。

刑法(公契約関係競売入札妨害、収賄)及び官製談合防止法等の規定に抵触するような行為を行ってはいけません。

第2節 官製談合の防止

市が工事を発注したり物品を購入したりする場合は、市に最も有利な価格で契約を締結できるよう、競争入札で契約の相手方を決めることが原則です。この競争入札は、公正で自由な競争を通じて契約の相手方を決めるものであり、入札参加者が予め受注予定者等を決定する入札談合は、入札制度の本来の目的を失わせるものです。

入札談合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)の違反に該当し、また刑法の公契約関係競売入札妨害罪又は談合罪に該当することにもなります。中でも特に、公務員が談合に関与する行為(いわゆる官製談合)を排除し、その防止を図るため、官製談合防止法が制定されました。

1 入札談合等とは？

官製談合防止法における「入札談合等」とは、

- ① 国等が入札等(競争により相手方を選定する方法)により行う請負等の契約の締結に関し、
- ② 当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、
- ③ 独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為(事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注予定者又は最低入札価格等を決定する等により一定の取引分野における競争を実質的に制限すること)をいいます。(官製談合防止法第2条第4項より)

※ 入札等（競争により相手方を選定する方法）には、一般競争入札、指名競争入札のほか、随意契約（複数の事業者を指名して見積を徴収し、当該見積で示された金額を単純に比較して契約先を決定する形態のもの）も含まれます。また、総合評価競争入札及びプロポーザル方式も同様です。

公正取引委員会が定めている「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（入札ガイドライン）では、事業者間等で行われる次の行為を独占禁止法違反の参考例としています。）

ア 受注者の選定に関する行為

- 事業者が共同して受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定
- 事業者間における受注意欲等の情報交換等
- 事業者が共同して行う指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供
- 入札価格の調整等
- 他の入札参加者等への利益供与
- 受注予定者の決定への参加の要請、強要等

イ 入札価格に関する行為

- 最低入札価格等の決定
- 事業者間における入札価格の情報交換等

ウ 受注数量等に関する行為

- 事業者が共同して行う受注数量、割合等の決定

2 入札談合等関与行為とは？

官製談合防止法が禁止している「入札談合等関与行為」とは、国や地方公共団体等の職員が入札談合等に関与する行為であって、次の4つのタイプのいずれかに該当するものをいいます。

(1) 談合の明示的な指示（法第2条第5項第1号）

事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること

＜不適切な事例＞

- 事業者等に、事業者毎の年間受注目標額を提示し、調整を指示

(2) 受注者に関する意向の表明（法第2条第5項第2号）

契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。

＜不適切な事例＞

- 事業者等に、受注者を指名、あるいは受注を希望する事業者名を教示

(3) 発注に係る秘密情報の漏洩（法第2条第5項第3号）

入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

＜不適切な事例＞

入札談合等が容易となる情報について以下の行為を行うこと

- 事業者等に、非公開の予定価格や予定価格が容易に推測できる予算額、積算内容等を教示
- 事業者等に、最低制限価格や最低制限価格の積算に必要な直接工事費等の金額を教示
- 事業者等に、質問に答える等により、予定価格の範囲を示唆
- 事業者等に、工事名、工事概要、発注予定時期等の非公開の内部情報を教示
- 事業者等に、指名業者、入札参加希望者、参加事業者数等の非公開の内部情報を教示
- 事業者等に、内部審査基準など総合評価方法の非公開情報を教示

※ 銚子市では、市が発注する建設工事に係る入札・契約事務の透明性を高め、公正な入札・契約事務手続きを推進するため、令和7年11月から一般競争入札に付する建設工事の予定価格を事前公表しています。ただし、最低制限価格や最低制限価格の積算に必要な直接工事費等の事前公表は行っていない。

(4) 特定の談合の幫助（法第2条第5項第4号）

特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

＜不適切な事例＞

特定の入札談合等を容易にすることを目的として行う次の行為

- 特定の事業者を入札参加者として指名
- 事業者等の作成した、落札予定者を選定した割付表を見せられて、承認する、あるいは意見・感想を言う
- 特定の事業者の要請に応じ、工事を分割発注、発注基準を引き下げ、入札参加資格を設定

3 背景と原因

組織のため、また、品質や工期の確保などのため、良かれと思って実施したことで、場合によっては、入札談合等関与行為にあたる場合があります。

① 地元業者を保護・育成するため

＜例＞ 地元企業に安定的・継続的な受注の確保、専門的事業者の育成

② 品質を確保するため

＜例＞ 信用確実な業者への委託

③ 特定の事業者との契約を継続するため

＜例＞要請によく応えていた従前の契約業者との契約継続

④ 外部（事業者など）からの働きかけに応えるため

＜例＞ 入札関連情報の提供、入札談合容易化のための配慮（発注方法、入札参加予定業者の明示）

⑤ 円滑な入札業務を確保するため

＜例＞ 過去の取引実績の維持、随意契約から入札への切り替えに伴う混乱の回避

⑥ 職員の再就職先を確保するため

⑦ 法令に対する知識不足

第3節 発注事務の各段階における具体的な綱紀保持

1 事業者等との関係における一般的な心構え

職員が事業者等と接する場合は、両者の癒着などといった市民の疑惑を招くことのないよう細心の注意を払う必要があります。

職員の不祥事事件の発端として、過去の例を見ると、最初は喫茶店でコーヒーを飲み、そのコーヒー代を事業者側が支払い、それに慣れて抵抗感が薄れてきたところで飲食を共にし、代金は事業者側が持ち、といったように、心理的抵抗の少ないところから徐々にエスカレートしていくということがあります。

いろいろな落とし穴や、誘惑の罠に対して「まあ、この程度ならいいか。」といったような脇の甘さ、あるいは不用意な言葉使いなどが引き金となって、次第に抵抗感も麻痺して深みにはまっていき、あらぬ方向へ転げ落ちないとも限りません。改めて注意が必要です。

一方、より良いものを作るためには、事業者等との日頃からの意見交換や技術的な議論は必要不可欠であり、これからも萎縮することなく行う必要があります。しかしながら、市民の疑惑を招くことのないよう、オープンな場所・方法で対応したり、必要最小限に留めたりするなどの配慮が必要です。

具体的には次の事項に留意してください。

- 事業者等との応接に当たっては、原則として受付カウンターなどのオープンな場所で複数の職員で対応するようにしてください。

何らかの事情により、受付カウンターなどのオープンな場所を確保できず、又は複数の職員がいらないため「会議室で」又は「単独で」対応せざるを得ない場合は、口頭でも構わないので事前に班長等の上司の承諾を得てから対応するようにしてください。

- 「会議室で」又は「単独で」対応することは必要最小限に止めることとし、承諾を求められた班長等も、打合せの緊急性などを考慮し、承諾の可否を判断するようにしてください。

この場合「接触している事実」が上司を含めた自分のまわりの人達に周知されて

いることが重要です。何の件で何について打合せを行っているかを明確にし、原則として応接記録を作成してください。

また、打合せ終了後にはその結果を応接記録又は口頭で上司に報告することもコンプライアンスの観点からは望ましいでしょう。

- なお、室長や課長は、業務を統括する職であるため、事業者等との応接に当たり、カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応することができない場合にも、上司の承諾を得ることとはされていません。しかし、この場合にも市民の疑惑や不信を招かないよう行動することは当然であり、部下に対する模範として適切な対応が求められます。

2 発注事務の流れ

私たちの日々の仕事は、調査、測量、設計、積算、入札契約、工事など多岐に亘っていますが、そのほとんどが、かつてのような直営でなく、事業者等に業務発注することにより行われています。

一般的な業務発注の流れは次に示すとおりですが、それぞれの段階ごとに発注事務に生じる問題の発生の仕方も異なっていますし、また、職員の皆さんとしても、その全てに関わるというよりも、それぞれいずれかの段階で発注事務に関わることになるのが普通でしょう。

そこで、この節では各発注段階においてどのようなことに注意すべきかを記載しました。

段階	主な業務	主な担当部局		
		発注課 監督課	契約課 検査課	会計課
発注準備 の段階	発注計画作成	○		
	発注予定公表		○	
	積算（仕様書・設計書作成）	○		
入札・契約 の段階	入札・契約方法の選定	△	○	
	入札公告（設計図書の配布）	△	○	
	事業者の選定	△	○	
	予定価格調書		○	
	入札・審査・契約		○	
施工管理検 査の段階	施工管理（工程表～）	○		
	前払い	○		○
	（施工）監督	○		
	中間検査	△	○	
	部分払	○		○
	（竣工）検査	△	○	
支払い		○		○

○…主担当、△…補助的役割

3 発注準備の段階（発注計画の作成、発注予定公表、積算）

(1) 秘密の保持

公表されていない情報は、後に公表されるものも含めて、漏らさない！

＜不適切な事例＞

＊ 国土交通省事務所課長は、整備局管内の他の事務所が発注する測量業務で予定価格を算出することができる「諸経費率表」などの内部資料をA社に漏洩し、賄賂を受けた。（平成18年）

「公正な競争」は、入札及び契約の適正化の基本となるべき事項（※）の一つです。

（※「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第3条）

＜綱紀保持＞

① 発注情報の漏洩禁止

特記仕様書の内容、積算金額、積算資料など、公表されていない発注情報を漏洩してはいけません。契約締結後に公表されることとなる情報であっても、入札・契約手続き中など公表されていない段階では、漏洩してはいけません。

② 積算金額の漏洩には細心の注意を

事業者から「〇〇 円くらいですか」と聞かれ、「そこまでの金額ではない」、「もう少し上、又はもう少し下」、「そのくらい」などと答えることは、予定価格の範囲を示唆したことに成り得ます。

きっぱりと答えない姿勢を示す必要があります。

③ 事業者との対応における注意事項

個別の発注業務に関し、契約締結前に個別の事業者等と意見交換を行ってはいけません。一方、より良いものを作るためには、日頃から一般的な意見交換として、特定の技術に関する最新の技術動向や事例などについて意見を求めたり説明を受けたりすること、特定部分の歩掛りや見積資料の提供を受けることなどは必要です。その場合においても、個別の発注予定業務の内容が推測されることのないよう十分注意することが必要です。

例えば、ちば電子調達システムの入札情報サービスに銚子市の発注工事として、ある橋梁工事が既に掲載されている場合、同様のタイプ、工法等に関する意見交換は、たとえ市としては個別の発注業務に関する情報ではないと考えたとしても、誤解を招く恐れがあるので行なわないでください。また、別のタイプ、工法等に関する意見交換であっても、個別の発注予定業務の内容が類推されないように十分注意してください。

④ 継続性のある業務等に関する留意事項

本来、発注者が作成すべき特記仕様書や、形式・内容が特記仕様書と類似する資料等を、特定の事業者等に公告前に作成させたり、事前にやりとりするなどの行為は禁じられています。

また、単年度業務ではあるが、関連する業務を翌年度以降に発注する必要がある場合には、新年度の担当者から前年度の事業者にお問い合わせの必要が生じないよう、

各年度の成果物に「今後の課題」などをとりまとめ、確実に前任者・後任者において引継ぎを行い、翌年度以降の発注を円滑に執行できるよう留意してください。なお、既に実施した業務の内容確認のみを行うような場合においても、個別の発注予定業務の内容が推測されることのないよう十分注意することが必要です。

⑤ 評価基準なども該当する場合も

総合評価方式の入札やプロポーザル方式の発注などにおける評価基準なども、事前公表しない場合は非公開情報に該当するため漏洩してはなりません。

(2) 適切な設計・積算・発注

恣意的に工事分割、積算の水増しをしない！

＜不適切な事例＞

＊ 国土交通省事務所専門職は測量業務を発注する際、競争入札を回避するため、業務を分割して少額の随意契約として同一の会社が発注し、更に当該業務の積算を水増し、差額を見返りとしてビール券を受領した。（平成17年）

良質な社会資本整備のために、職員は、市民から、
大きな予算と権限を任されています

＜綱紀保持＞

① 恣意的な分割発注等の禁止

業務や工事の発注の単位は、現場における施工条件等を考慮して、適切に決定する必要があります。恣意的に随意契約となるような数量に分割したり、特定の事業者が有利になるような工事規模（契約の分割）にしてはいけません。

② 水増し積算の禁止

積算は、積算基準などにより定められた方法で、適正に行ってください。（積算の水増しをしてはいけません。）

③ 見積の複数依頼

積算上、見積もりが必要となった場合には、見積書の作成は1者のみではなく、必ず複数の者に依頼してください。

4 入札・契約の段階（入札・契約方式の選定、入札公告、事業者の選定、予定価格調書、入札・審査・契約）

(1) 秘密の保持

非公表の情報漏洩は言語道断！

＜不適切な事例＞

＊ 鉾田市職員は、建設工事の発注において、特定の事業者に落札させようとして、非公表である最低制限価格の積算に必要な直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を教示した。（令和5・6年）

＊ 千葉県北千葉道路建設事務所所長は、北千葉道路建設事務所が発注した道路工事の予定価格等の入札情報を漏洩し、その見返りとして現金21万円を受け取ったほか、計43万円相当の接待を受けた。（令和5年）

- * 千葉県道路整備課班長は、道路整備課が発注した道路工事の予定価格等の入札情報を漏洩し、その見返りとして現金104万円のほか、計23万円相当の接待を受けた。(令和5年)
- * 千葉県企業局職員2名は、企業局が発注する配水管整備工事の予定価格を漏洩した。(令和5年)
- * 国土交通省事務所長は、資材調達の発注において、特定の事業者に落札させようとして、予定価格に相当する金額を教示した。(令和5年)
- * 国土交通省事務所長は、業務の発注において、公表前の発注見通しや落札者決定前の競争参加業者名を特定の事業者に教示した。(令和3年)

非公表の「予定価格」は、
発注者にとって、最も重要な秘密です。

※銚子市では、令和7年11月から建設工事の予定価格を事前公表している。

<綱紀保持>

予定価格等の漏洩は刑事罰

公表していない予定価格等の発注関係資料を事業者から求められても、応えることはできません。そのような情報を万一事業者に提供した場合には、公正な入札・契約手続きを阻害することになり、例え賄賂を受け取らなくても刑法の「公契約関係競売入札妨害罪」や官製談合防止法違反などの刑事罰に問われることとなります。

事業者からの以下の質問に応じてはいけません。

- 例 ・ 他の入札参加業者名を教えてください。
- ・ 参加しているのは全部で何社ですか？
 - ・ 他のJVの構成員はどうなっていますか？
 - ・ 予定価格はどれくらいですか？
 - ・ 調査基準価格はどれくらいですか？
 - ・ ○○工事の入札公告は未だされていないようですが、入札説明書や資料を頂けませんか？

入札期間中において事業者からの質問に個別に回答してはいけません。

- ・ 入札公告後の質問期間中、事業者からの質問に対して、入札公告の添付書類から明らかな事項を除いて、個別に回答してはいけません。
- ・ 質問期間経過後における事業者からの質問に対し、回答してはいけません。

これらの行為は、特定の事業者の利益となる行為であり、
入札の公平性・透明性を害する行為です。

<関係法令>

公務員が、職務上知り得た秘密を漏らせば、地方公務員法違反として刑事罰が課せられます。また、予定価格等の秘密の情報を事業者に教えると、刑法の公契約関係競売入札妨害罪が成立し、官製談合防止法にも抵触するおそれがあります。更に事業者から賄賂を収受した場合は収賄罪となります。

○ 地方公務員法

(秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

また、同様とする。

- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

○ 刑法

（公契約関係競売等妨害）

第96条の6 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、3年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

（収賄、受託収賄及び事前収賄）

第197条 公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の拘禁刑に処する。この場合において、請託を受けたときは、7年以下の拘禁刑に処する。

○ 官製談合防止法

（職員による入札等の妨害）

第8条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金に処する。

官製談合防止法違反に関する刑事事件の例（公正取引委員会公表資料より抜粋）

番号	発注機関	事件概要
1	佐賀県神埼市 （令和6年）	神埼市の職員（市長）は、同市が発注したふるさと納税PR強化事業に関する公募型プロポーザル方式による契約において、特定の会社に評価委員名や他社の提案書を漏洩したとして、官製談合防止法第8条違反等に問われ、懲役2年（執行猶予3年）の判決を受けた。
2	千葉県市川市 （令和7年）	市川市の職員は、同市が発注した下水道関連工事の一般競争入札等において、特定の会社に予定価格等を漏洩し、その見返りに合計約30万円相当の飲食接待を受けたとして、官製談合防止法第8条違反等に問われ、懲役2年6月（執行猶予3年）、追徴金約30万円の判決を受けた。
3	福島県 （令和7年）	福島県の職員2名は、同県が発注した福島空港の道路整備工事の一般競争入札において、特定の会社に設計金額を漏洩したとして、官製談合防止法第8条違反等に問われ、それぞれ懲役10月（執行猶予3年）、罰金50万円の略式命令を受けた。
4	佐賀県多久市 （令和7年）	多久市の職員は、同市が発注したテニスコート照明設備改修工事の指名競争入札において、特定の会社に指名業者に関する情報を漏洩したとして、官製談合防止法第8条違反等に問われ、罰金50万円の略式命令を受けた。
5	愛媛県 （令和7年）	愛媛県の職員は、同県が発注した急傾斜地崩壊対策工事等の一般競争入札において、特定の会社に直接工事費等を漏洩したとして、官製談合防止法第8条違反等に問われ、懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受けた。

(2) 中立かつ公正な審査・評価

透明性を確保した上で、中立かつ公正な立場で審査・評価を！

＜不適切な事例＞

- * 国土交通省事務所専門職は測量業務を発注する際、入札を回避するため、業務を分割して少額の随意契約として同一の社に発注し、更に当該業務の設計を水増し、差額を見返りとしてビール券を受領した。(平成17年)
- * 国土交通省事務所管理課長は、護岸補修工事発注の際、特定の事業者を指名競争入札参加業者として推薦し、見返りとして賄賂を受けた。(平成13年)

「公正な職務の執行」こそ、公務員の誇りです

＜綱紀保持＞

① 適切な入札・契約手続きの執行

入札・契約手続きを進めるに当たっては、「透明性の確保」、「公正な競争」、「不正行為の排除」、「ダンピングの防止」、「適正な施工」を常に念頭において、通達等に則って事務手続きを適切に行なわなければなりません。

② 競争性の確保

入札参加資格要件は、適正な施工の確保を図るために、不良不適格業者を排除するため必要な範囲内で、また他方、過度に競争性を低下させないように、十分に注意して設定しなければなりません。

③ 公正な技術審査

技術審査は、中立かつ公正な立場で審査・評価を行わなければなりません。

④ 恣意的な業者選定の禁止

特定の事業者を、自ら、若しくは外部からの不当な働きかけを受けて、恣意的に選定や特定してはいけません。

⑤ 全ての入札参加へ回答

入札参加者から質問が寄せられる場合がありますが、回答を一部の入札参加者にしか知らせないと不公平になるので、全ての入札参加者に対して公平に回答しなければなりません。

⑥ 適法な随意契約理由書

特命随意契約の理由書は、関係法令に適合していなければなりません。

⑦ 入札参加（指名）停止情報の確認

入札契約手続きに当たっては、例えば入札参加停止の情報などを、しっかりと確認してから進めなければなりません。

⑧ 適法な少額随意契約

少額な契約手続き（少額随意契約）であっても、法令等に基づいたルールに従ってきちんと行わなければなりません。契約手続きを簡便にするために、恣意的に契約を分割して、少額随意契約をするようなことをしてはいけません。

＜関係法令＞

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第3条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- 三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- 四 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。
- 五 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

(3) 公正な入札

職員は、入札に絶対介入しない！

＜不適切な事例＞

- * 国土交通省建設監督官は、入札参加者が調査基準価格を下回る価格で入札しようとしているのを知り、暗に入札価格を引き上げるように唆し、入札の公正を害したことにより競売入札妨害罪で罰金刑を受けた。(平成12年)

入札は「公正で自由な競争」であることが正に求められています

＜綱紀保持＞

① 入札の公正を害す行為の禁止

入札の公正を害すべき行為を行ってははいけません。

入札の公正を害すべき行為とは、談合を行うよう唆すこと、予定価格等の秘密情報を漏洩すること、入札の参加又は不参加を働きかけることなど、入札に不当な影響を及ぼす全ての行為が含まれます。

② 上記行為は刑事罰に該当

発注担当職員が入札における公正を害すべき行為を行った場合には、刑法の「公契約関係競売入札妨害罪」や官製談合防止法違反などの刑事罰に問われることとなります。

5 施工管理及び検査の段階（施工管理・監督・検査・支払い）

(1) 厳正・公平な監督・検査

厳正・公平な監督・検査及び評価を！

＜不適切な事例＞

- * 国土交通省事務所長は資材調達契約の検査に関し、仕様書の規格どおりの石材が規定量存在することが客観的に確認できなかったにもかかわらず、検査を合格させた。(令和5年)
- * 国土交通省事務所建設監督官は、橋梁工事を請け負ったA社の工事成績の評価に関し、点数をつける検査の前に、下検査を実施し、書類や工事の不備を事前に改善させ、また、減点分を他項目で水増し評価をするなどの便宜をはかり、その見返りとして賄賂を受け取った。(平成16年)

現在及び将来の市民生活のために、工事等の品質確保に努めましょう

<綱紀保持>

① 公平な監督、検査

監督、検査及び評価は、目的物の品質を確保するために行われるものですから、各種基準等に則り、厳正・公平に行わなければなりません。

② 検査の独立性の確保

検査においては、受注者からの不当な要求に応じず、自らの厳正、公平なる判断に基づいて行うなど、検査の独立性を確保しなければなりません。

③ 不当な便宜行為等の禁止

監督、検査において、受注者に不当な便宜を図ったり、それに対しての見返りを求めてはいけません。

④ 契約変更前における秘密情報の漏洩禁止

契約変更の際にも、当初契約の際と同様に、変更に係る部分の金額を発注者と受注者との間で、いかにして適正に定めるかという問題が生じます。従って、契約変更に係る見積り合わせの前に、受注者に対して、変更に係る予定価格等、秘密情報を漏洩してはいけません。

市民からの信頼があつてこそ、初めて発注事務に携わることが許されます

<関係法令>

○ 公共工事の品質確保の促進に関する法律

(発注者等の責務)

第7条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

(各号略)

2 発注者は、公共工事等の施工状況等及びその評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

(2) 受注者との対応

受注者とは、対等な立場で、公平かつ適切な対応を！

＜不適切な事例＞

- * 国土交通省出張所係長は、工事契約の相手方従業員と釣りに行き、同者が釣り上げたイカ2杯の贈与を受けた。(平成22年)
- * 国土交通省事務所監督官は、工事契約の相手方である事業者に自宅庭の工事を通常の約9分の1という低額で発注し、実際の費用との差額を負担させていた。(平成20年)

発注者と受注者は、
各々の社会的要請に応え、良質な社会資本を整備する使命があります

＜綱紀保持＞

① 発注者と受注者は対等

受注者に対して、発注者の立場にあることをいいことに、粗暴な行動をしたり、一方的に不利益を与えたり、また不当な便宜を図るなど、中立性や公平性を損なう行為をしてはいけません。発注者と受注者とは常に対等な立場であるということを忘れてはいけません。

② 不当な要求、便宜の禁止

設計変更などに当たっては受注者に無理な要求をし、一方的な不利益を与えたり、受注額の増額の際、設計の水増しをするなど、不当な便宜を図ってはいけません。公正な職務執行に心がけてください。

③ 下請け参入などの働きかけの禁止

受注者以外の事業者からの資材の納入や下請け参入などの不当な要求を受けて、その実現を受注者に働きかけるようなことは、中立性・公平性を損なう行為です。要求を受けた時点できっぱり断ってください。

④ 指示に関する注意事項

受注者に対して必要な指示を行う場合には、現場で発注者、受注者双方の担当者間で、「貸し借り」のような不明朗なものが生じないように、必ず書面をもって実施してください。後になって受注者とトラブルが発生することがないように、一つ一つの指示事項については、契約変更で対応する等、一つ一つ適切に決着させておく必要があります。

職員は、良質な社会資本の整備と維持をしているという誇りと自覚を持ち、一人一人の努力により、市民のニーズを満たす行政サービスを提供し、市民に信頼され続けることが重要です

第4節 発注事務に関する情報の適切な管理

本節では、情報の適切な管理を行うための標準的なルールについて記載します。

1 発注事務に関する情報管理の徹底

発注関係の書類やデータ等は、管理の徹底を！

発注事務のIT化が進むにつれてデータ等情報の管理徹底がますます重要になっています

<綱紀保持>

① 発注情報の適切な管理

仕様書、設計書、積算内容、予定価格調書などの情報は、執行伺い書に添付する場合を除いて書類化を最小限に抑え、また、電子データにパスワードを掛けることにより、重要な情報へのアクセスを制限することや、発注関係の書類（設計書、執行伺い書等）は、書類の作成時点から契約締結に至るまで、鍵付きのキャビネットに保管するなど、適切に管理することが必要です。所属長が先頭に立って、厳正に管理を行ってください。また、発注関係の書類やデータを、許可無く庁舎外に持ち出してはいけません。

② 予定価格調書は厳重に管理

封印された予定価格調書は、契約担当室長又は所属長が、厳重に保管しなければなりません。

③ 誤送に注意

郵送、FAX、電子メール等の誤送に注意が必要です。入札契約の手続中に、事業者には秘密にしなければならない資料を誤って電子メール等で送付してしまうことのないよう、複数の職員で確認するなど確認作業を厳密に行いましょう。

(1) 発注事務に関する情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、秘密の保持

- ・発注事務に関する情報は業務上取り扱う者以外による情報の利用、持ち出しは、厳禁です。
- ・業務上取り扱う者とされた者であっても、庁舎内外を問わず、業務上取り扱う者以外の者に対して入札関連情報を提供する行為や、当該情報の秘密の保持を危うくする行為をしてはいけません。
- ・情報の持ち出しは、原則として禁止されています。ただし、やむを得ない理由（庁舎間の移動、現地確認等）があるものとして、所属長の承諾を得た場合を除きます。
- ・電子データなどを扱う場合は、職場内であっても、許可されているパソコン以外では絶対に扱ってはいけません。
- ・特に、電子データの持ち出しは、情報セキュリティポリシーでも禁止されています。どうしても必要な場合には、情報セキュリティ責任者（所属長）の許可が必要となります。この場合においては、必ず許可された方法で行うものとし、また、その情報の扱いについては、漏洩しないよう、十分注意してください。

＜不適切な事例＞

- ＊ 国土交通省職員は、自宅で仕事をするため、私物のパソコンに工事発注に関するデータ等に移したところ、このパソコンにインストールされていたファイル交換ソフト「Winny」に感染したウイルスによって情報が流出した。（平成19年）

(2) 発注事務に関する情報の保存、管理の措置

- ・発注事務に関する情報は、みだりに文書化してはいけません。文書化したものは、執行伺いの決裁や入札参加審査会、低入札価格調査委員会、今後見込まれる総合評価競争入札の技術審査会や学識経験者からの意見聴取等の前後を問わず、常に厳重に保存、管理します（ただし、予定価格調書の封入は契約担当室長又は所属長が行います）。

(3) その他発注事務に関する情報の適切な管理を図るための必要な措置

- ・情報管理を徹底するため、入札参加審査会、低入札価格調査委員会、今後見込まれる総合評価競争入札の技術審査会や学識経験者からの意見聴取等の後には、配付した資料をすべて回収し、原本以外は回収後シュレッダー等で廃棄することとします。

第5節 物品その他の発注事務における綱紀保持

組織としてしっかりとしたチェック機能を！

＜不適切な事例＞

- ＊ 国土交通省事務所係長は、同事務所が保有する物品の修理業務発注を巡り、特定の事業者が受注できるよう便宜を図った見返りに金品を受け取った。
（令和3年）
- ＊ 国土交通省事務所契約係長は、特定の事業者と共謀し、事務用品の購入に関し、架空の請求書を提出させ、公金を騙し取った。（平成18年）

公共の利益の増進を目指し、社会から信頼され、自らも誇れるよう
職務を遂行することが、我々の責務です

＜綱紀保持＞

① 必要に応じた物品調達

物品調達は、個々にその必要性がしっかりと説明できるものでなければなりません。

② 計画的な物品調達

物品調達を行う際は、計画的な調達を心がけ、入札、契約は例え少額であっても、規則や手続きに則り適正に行わなければなりません。（例えば、一度発注した印刷物の増刷だからといって、電話や電子メールで追加発注するなどの行為は許されません。）

③ 事務用品の新規購入

年度末の予算消化とみなされてもやむを得ないような事務用品等の購入は、厳に慎んでください。

④ 前年度納入の厳禁

新年度予算で執行すべき物品等の購入について、前年度内の発注、納品は、絶対に行わないでください。

⑤ 検査職員自らによる検査

検査は、検査職員自らが適正かつ確実に実施しなければなりません。

⑥ 検査における購入事務担当者以外の立ち会い

物品調達についての納品検査は、検査職員と共に、購入事務担当者以外の者の立ち会いがなければなりません。

⑦ 架空発注等は厳禁

架空発注、架空積算などはあってはならないことです。

⑧ 恣意的な分割発注等の禁止

物品調達の発注単位は、適切に決定する必要があります。恣意的に随意契約となるような数量に分割したり、特定の事業者が有利になったりするような契約の分割をしてはいけません。

⑨ 関係法令等の遵守

以上のことを踏まえ、地方自治法、予算規則、契約規則及び会計規則等の関係法令を遵守し、業務の執行に努めなければなりません。

〈事例資料〉

千葉県経理問題特別調査における支出の「不適正」の基準

千葉県経理問題特別調査では、組織的な不適正な経理が繰り返されていたことから、会計検査院が検査の際に使用する区分よりも具体的な分類を設けていました。

●千葉県独自の「不適正」の分類

分類	考え方	例示	返還の率
a	「翌年度納入」「前年度納入」「先払い」など支出伝票（消耗品等）の内容と同じ物品であるが、経理処理として不適正なもの	消耗品全般	0%
b	支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品として、業務に使用する消耗品等が納入されているもの	消耗品全般	10%
c	支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）が納入されたもののうち、現物を確認できるもの（複数の者による廃棄又は費消の証言があるものを含む）	業務用パソコン、デジカメなど	10%
d	支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）が納入されたもののうち、業務に使用したが、現物を確認できないもの	所在不明の業務用ロッカーなど	全額
e	公金の支出として不適当だが、現物を確認することができ、かつ、職場において使用したもの	将棋盤など	全額
f	公金の支出として不適当で、消耗品等であり現物を確認することができないが、組織として使用したもの	賞品・飲食物など	全額
g	その他、私的の流用があったものや、業務や職場における使用・納入が確認できず用途が不明なものなど	私的流用が疑われる金券類など	全額

※会計検査院による「不適正」の区分に準拠した区分

区分	説明
預け金	事実と異なる内容の関係書類を作成するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入したことにして、業者に代金を支払い、後の物品購入の代金等として業者に管理させるなどしていたもの
一括払い	支出負担行為等の正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させたうえ、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたこととして事実と異なる内容の関係書類を作成し、需用費から購入代金を一括して支払っていたもの
差替え	業者に事実と異なる請求書等を提出させ、契約した物品とは異なる別の物品に差し替えて納入させていたもの
先払い	契約した物品が納入される前にこれらが納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日付を記載し、需用費を支出していたもの
翌年度納入	契約した物品が年度内に納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日付を記載するなどして需用費を支出していたもの
前年度納入	前年度に納品させた物品を当該年度に納品させたこととし、関係書類に虚偽の検収日付を記載するなどして需用費を支出していたもの

第3章 執務環境の保持

仕様書や設計書の作成を担当する課又は室の執務室について、秘密の漏洩の防止を図るために次に掲げる事項を実施してください。

1 掲示等による入室制限の周知

仕様書や設計書の作成を担当する課等の執務室においては、執務室ごとに出入口前に立て札などを設置し全ての来客に入室制限を周知してください。

<掲示例>

- ・ 積算中につき、執務室への入室はご遠慮ください。
- ・ 名刺は、備え付けの「名刺受」にお入れください。
- ・ 御用の方は、この場でお声をかけてください。

○ ○ 課 長

2 執務室の整備

・ 来庁者に対応する際は、公式な会議や挨拶程度の対応を除いて、受付カウンターなどオープンな場所を確保して行わなければなりません。

第4章 各種法令規程に抵触する場合の対応

もし、各種法令規程に抵触すると思料する事実を確認した場合にはどのようにすれば良いのでしょうか。ここでは、先ず、問題を起こしたり見聞きした場合の対応方法について説明します。

(1) 職員間のコミュニケーションの確保

日頃から職場内等での円滑なコミュニケーションの確保に心がける我々職員は、まず基本的なこととして、日頃から上司・部下・関係部署等の職員相互間で、報告・連絡・相談を密にとるなど、常に意思疎通を図り、発注事務をはじめ業務運営上の問題が生じないよう心がけることが肝要です。

(2) 問題は、一人で抱え込まず、組織としての対応を

人間が行うことですから、仕事の過程で何らかの問題が発生することはあり得ることです。しかしそれを自分一人だけの力や判断だけでカバーしようとしても、問題の内容によっては対応しきれずに、大きな問題に発展することがないとは言い切れません。万一問題事案が発生した場合、それが小さな火種のうちに、先ずは速やかに上司等に連絡し、組織全体として適切な対応を行うようにすることが重要です。そのためにも日頃から風通しの良い職場作りを心がけ、問題を最小限に食い止めるようにしましょう。

<ポイント>

問題かもしれないと思った時は…

- ① 自分一人だけで抱え込まない。
- ② 事が大きくなってしまいう前に上司等に相談し、組織内で問題を共有する。
- ③ 本人が対応しにくい状況になっても組織として対応する。
- ④ 所属部署の中で、また関係部署の間で、報告・連絡・相談をする。

◎組織内のコミュニケーションをしっかりとって、組織全体で対応することが最も重要です。

(3) 上司等に相談できない場合は、所属長等へ相談

万一、発注事務を遂行する上で、各種法令規程に抵触すると思われる事実気づくなどしたものの、身近な上司、同僚等に相談できない場合には、所属長等に相談します。

(4) 公益通報制度の活用

身近な上司、同僚等、あるいは所属長等にも相談しにくい場合、または相談しても効果が期待できないと思われる場合には、財政課管財室又は総務課人事室に相談してください。

また、公益通報制度を活用して総務課人事室へ報告することも可能です。

(5) 外部窓口について

現在、銚子市では、国の省庁のように組織外部に報告窓口を設置して、職員がその外部の窓口を通じて報告する明確な制度はありません。報告者が自らの氏名、所属等を知られたくないときは、法テラス、弁護士会や弁護士などを活用して報告する方法もあります(無料で支援を受けられる場合もあります。)。法テラス(日本司法支援センター)や弁護士は、弁護士法等により守秘義務が課されていますので、報告者の氏名、所属等を関係部署に対してはもちろん、誰にも漏らすことはありません。

<参考>

※法テラス(日本司法支援センター)とは・・・

総合法律支援法に基づき、平成18年4月10日に設立された法務省所管の公的な法人。
つまり、国によって設立された法的トラブル解決のための支援組織です。

※ 報告の対象事項となる各種法令規程等に抵触すると思料する事実とは、

- ① 自ら事実を確認した場合
 - ② 職員又は外部からの報告又は通報により知った場合
 - ③ 苦情、相談、問い合わせ等があった場合
- などです。

第5章 発注関係業務で不当な働きかけを受けた場合の対応

国土交通省の「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（平成25年3月14日）によると、関与した副所長のほぼ全員が「副所長は、業界から投げかけられた問題は一人で判断しないといけないと思った」と供述し、「直接の上司であるにもかかわらず、本省から着任した所長には相談しにくい」、「先輩に相談しても「自分で判断しろ」と言われたり、前任が不正行為をしていたことを暗黙に指摘する結果になるので相談できない」などと供述していることから、入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねる「風土が組織内にあったと考えざるをえない」と考察しています。

このため、同報告書における再発防止対策「不当な働きかけに対する報告の徹底」では、「入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくことが必要不可欠」であり、「このため、入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び組織管理の責任者である局長への報告を義務づける」とし、不当な働きかけに対する報告の徹底と、不当な働きかけに該当するかどうかについての判断は組織のトップである局長が行い、必要な措置を講ずる仕組みとする必要があるとしています。

不当な働きかけを受けた場合には局長への報告が義務づけられていることを常に意識し、もし不当な働きかけを受けた場合には、組織として毅然と対応する必要があります。

不当な働きかけを受けたと思ったら、
まずは、所属長等に報告し相談を！！

1 不当な働きかけを行った者の範囲

「不当な働きかけを行った者」の範囲は、不当な働きかけを受けた職員以外のすべての人に及びます。事業者（法人、共同企業体、組合その他の団体及び事業を行う個人をいう。）、国会議員、都道府県議会議員、市議会議員、地方公共団体の長、行政機関の現・元職員等すべての人が対象になります。

2 どのようなことが不当な働きかけになるのか

「不当な働きかけ」とは、次のような行為が該当すると思われますが、以下の例はあくまでも一例にすぎませんので、不当な働きかけに該当するか否かについては、その都度所属で判断していただくこととなります。

(1) 特定の者の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為

ア 特定の者を入札に参加させる、又は参加させない目的をもって、仕様、発注方法、発注基準の変更等を行うよう要求する行為

イ 特定の者を入札に参加させる、又は参加させない目的をもって、参加資格要件の内容について不当に便宜を図るよう要求する行為

(2) 特定の者の受注又は非受注に関する要求行為

特定の者を随意契約の相手方とさせる、あるいはさせない目的をもって、仕様書作成及び変更を行うよう要求する行為

- (3) 特定の者に有利又は不利となる発注方法若しくは入札参加条件の選定を促す行為
発注方法、入札参加条件などについて、特定の者（業者）に有利又は不利になるよう選定条件などについて要求する行為
- (4) 公表前に発注に関する情報を聞き出そうとする行為
いずれ公表する事項であっても、工事名称、工事概要、その他発注に関する情報を公表前に聞き出そうとする行為
- (5) 非公表又は公表前における予定価格、最低制限価格、設計金額に関する情報漏洩要求行為
ア 非公表又は公表前の予定価格又は最低制限価格を漏洩するよう要求する行為
イ 非公表又は公表前の予定価格又は最低制限価格が推測できる設計金額を漏洩するよう要求する行為
※ 非公表又は公表前における予定価格等の教示は、職員による入札等の妨害（官製談合防止法第8条）又は公契約関係競争入札妨害（刑法第96条の6第1項）に抵触するおそれがあります。
- (6) 公表前における入札参加者に関する情報漏洩要求行為
ア 入札参加者名を公開前に漏洩するよう要求する行為
イ 特定の事業者が入札に参加しているか否かを漏洩するよう要求する行為
ウ 入札参加者に関する情報（地域要件等）を漏洩するよう要求する行為
エ 入札参加者数又は共同企業体の組み合わせ等について漏洩するよう要求する行為
- (7) その他特定の者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為
ア 特定の者に対して有利な取扱い又は不利益な取扱いを要求する行為
(ア) 秘密とされている情報や資料を、特定の者に対して漏洩するよう要求する行為
(イ) 下請事業者の選定に関し、元請事業者に対して指導を要求する行為
(ウ) 変更協議において、不当な便宜を図ることを要求する行為
(エ) 特定の事業者の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為
イ 談合につながるおそれのある要求行為（＝入札談合等に関与する行為）
(ア) 事業者又は事業者団体に談合を唆すよう求めること（官製談合防止法第2条第5項第1号、同法第8条）
(イ) 特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆することを求めること（官製談合防止法第2条第5項第2号）
(ウ) 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることにより、これらの者が入札談合等が容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆するよう求めること（官製談合防止法第2条第5項第3号）
(エ) 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼により、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助するよう求

- めること（官製談合防止法第2条第5項第4号）（幫助行為）
- ウ 契約上の権利の行使を妨げること、執行すべき職務を執行しないよう、又は所定の期限までに執行しないよう要求する行為
- 監督、検査、評定等において不当な便宜を図ることを要求する行為
- エ 公務員としての職務に関する倫理に反する行為を要求する行為
- オ その他、契約事務について、法令、規則、通達その他の定めに対する行為を要求する行為又は定めに対して行為を行わないよう要求する行為（この場合の行為は、直接職員等が違反等をする行為はもちろん、受注者等が違反等となる行為を職員に対して働きかけることも含まれる。）
- (7) 入札等の妨害となる行為を要求する行為（入札等の公正を害すべき行為は、官製談合防止法第8条に抵触）
- (4) 偽計又は威力を用いて契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行うよう要求する行為（公契約関係競売入札妨害（刑法第96条の6第1項））

<ポイント①>

官製談合防止法第2条第4項では、「入札談合等」の対象となる契約方法として、「地方公共団体等」が「入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法」と定めています。

○「入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法」の範囲

一般競争入札及び指名競争入札のほか、随意契約のうち、複数の事業者を指名して見積を徴取し、当該見積りで示された金額を比較して契約先を決定する形態のもの（指名見積り合わせ）等が含まれます。

また、複数の事業者から提案書の提出を求める場合であれば技術要素のみで評価する選定方法（例えばプロポーザル方式）も「入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法」に該当します。

<ポイント②>

次のような行為は、不当な働きかけに該当しません。

- (1) 行政対象暴力に該当する行為で、その対応が別に定められているもの
行政対象暴力に該当するものは、別途「行政対象暴力対応マニュアル」に対応が定められており、ここでいう不当な働きかけには該当しないものとします。
- (2) 陳情書、要望書等書面で提出されたもの
個別具体の案件に関するものではなく、公共工事等の発注全般又は全体の方針等に対する陳情、政策提言、意見、要望など書面で提出されたものは不当な働きかけには該当しません。
- (3) 内容が市議会、審議会、公聴会等不特定の者が傍聴できる公開の場で行われたもの
- (4) 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの
個別具体の案件に関するものではなく、発注が予定されている工事等への指名の依頼等については、発注方法の変更や発注基準の引き下げ等の要求を伴わない場合は、通常の営業活動の範囲であり、不当な働きかけの対象とはなりません。

- (5) 単に入札等に関する事実の確認であることが明らかなもの
悪意（違法性の認識）がない質問、単に入札及び契約手続きに関する事実の確認であることが明らかなものは不当な働きかけには該当しません。

3 不当な働きかけに該当すると思料する行為があった場合の対応

(1) 報告と記録

職員は、不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、速やかに所属長に報告を行い、記録簿（別記様式）を作成し、日時、内容等を記録してください。なお、受けた行為が不当な働きかけに該当するか否か判断が困難なときは、所属長等に報告、相談をし、判断を仰ぐこと。

(2) 事業者等に対する職員の対応

職員は、不当な働きかけの相手方に対しては、以下のことを伝えるよう努めてください。

「当該働きかけには応じられない旨」

「当該働きかけが、記録、場合によっては公表されるものとなる旨」

ただし、不当な働きかけが行われた状況や方法によっては、相手方に伝えることが不可能な場合は、この限りではありません。

注意すべき点

ア 電話等での対応では、他の者を騙って不当な働きかけをしていることも考えられるため、折り返し電話する等、本人確認は慎重に行う必要があります。

イ 不当な働きかけに該当すると思われる行為を受けた場合は、単独で対応せず、可能な限り複数で対応する必要があります。

ウ 組織として受け止め、組織として対応する必要があるため情報は共有してください。

(3) 所属長の対応

所属長は、職員の受けた行為が不当な働きかけに該当するか否かを判断し、不当な働きかけに該当すると判断した場合は、速やかに契約担当課長に報告してください。

第6章 不祥事の結末

職員が違法行為を行った場合、本人が制裁を受け、それまで築き上げてきたものを失うだけでなく、巻き込まれた家族や周囲の人にも大きな苦痛をもたらします。以下は、職員が入札談合関与行為を行った場合の例です。

1 刑事上の制裁

捜査、逮捕及び刑事罰を受けます。

有罪となった場合の刑罰規定

- ① 刑法の競売等妨害罪― 3年以下の拘禁刑・250万円以下の罰金（併科可）
- ② 独占禁止法違反の幫助犯― 5年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金
- ③ 官製談合防止法違反― 5年以下の拘禁刑・250万円以下の罰金
- ④ 刑法の収賄罪（単純収賄）― 5年以下の拘禁刑（授受した金銭は没収または徴され、手元には一切残らない）

2 民事上の制裁

市に与えた損害を賠償しなければなりません。

談合による市の損害の有無等を調査し、調査結果を公表します。

そして、損害があった場合は、当該職員に対し賠償を請求します。

（参考）水門設備工事談合の場合、係わった元職員5名に対し総額約8億円が請求されました。

3 行政上の制裁

① 懲戒処分

入札の公正を害すべき行為を行った場合は、銚子市職員分限懲戒等審査会で審査され、処分されることになります。

地方公務員法の規定により「拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」は、その職を失うことになります。任命権者は、刑事事件で起訴された職員を、本人の意思に関係なく休職にすることができます。

仮に、免職となった場合は公務員の身分がなくなり、退職金は支給されず、公務員として得られるはずだった年金も減額されます。停職となった場合、その間の給与は支給されず、収入が一時的に途絶えることとなります。

② 退職金の返還

在職中の非違行為が退職後に発覚した場合であっても、退職手当の返還命令を受ける場合があります。

4 社会的な制裁

実名でテレビ、新聞等で報道されます。

5 本人、職場、家族への影響

違法行為を行った場合、本人だけに留まらず、職場、親戚、家族にまで計り知れない打撃を与えることになります。

本人に対する影響

- ① 職を失い、収入が途絶える。
- ② 地位と名誉が失墜する。
- ③ 経済的にも、人間関係においても、その後の人生に多大な影響を与える。
(必ず後悔することになります。)

職場への影響

- ① 銚子市に対する社会的要請、社会的責任に反する行為により、地方公共団体全体として住民の信用を失う。
- ② 市の使命や業務に対する市民の理解や協力が得られなくなる。
- ③ 検察による家宅捜査や証拠押収を受け、担当部署等の業務が停滞する。
- ④ 上司や幹部の監督責任等が問われ、処分される場合もある。

家族への影響

過去の事例、文献などから次のような大きな負担や影響が考えられます。

- ① 家族の精神的なショックは計り知れない。
- ② 検察による家宅捜査や、証拠押収を受ける。
- ③ 家族が証人として出廷を求められる場合がある。
- ④ 事件が公表され、知人、友人、近所にも知られる事になる。
- ⑤ 本人の失職、退職金の不支給等により、経済的に大きな影響を受ける。
(家族の生活、子供の進学など全てに影響する。)

(家族も公判で証言を求められ、辛い思いをする例

「逮捕された元職員の家族による公判での証言」より)

「一番ショックを受けたのは子供でした。

ご飯も食べられなくなってしまいました」

「周りの人が事件を知っていると思い、

買い物にも行けなくなりました。」

「社会からの信頼、財産、家族の笑顔まで失いました」

「子供は学校にも行きづらくなりました」

＜過去における問題事例 ～発注の各段階におけるリスク～＞

「発注事務に関する問題事例」と言うと、まず思い浮かぶのは入札・契約段階において生じる問題事例ですが、国又は地方公共団体等にて問題となった事例を整理してみると、設計積算等の入札の前段階や監督検査等の時期においても、様々な場面に応じて様々なリスクが潜んでいることが分かります。ここでは、発注事務の各段階ごとに事例を整理して、リスクの所在を明らかにします。

1 発注準備の段階

(1) 公表されていない内部資料等、秘密情報を漏洩するリスク（官製談合防止法違反あるいは刑法の公契約関係競売入札妨害罪に該当）

予定価格を算出するうえで必要となる諸経費率など秘密とされている内部情報や契約手続き前においては非公表となっている情報を事前に漏洩することにより、入札に際して特定の事業者が有利となり、公正な競争を害する等の問題が生じます。また、本人に悪意は無かったものの、発注情報を個人のパソコンにコピーしたところ、誤って情報を流出させたケースがあります。

＜不適切な事例＞

- ① 千葉県北千葉道路建設事務所所長は、北千葉道路建設事務所が発注した道路工事の予定価格等の入札情報を漏洩し、その見返りとして現金21万円を受け取ったほか、計43万円相当の接待を受けた。（令和5年）
→【収賄】懲役1年6月（執行猶予3年）、懲戒免職
- ② 千葉県道路整備課班長は、道路整備課が発注した道路工事の予定価格等の入札情報を漏洩し、その見返りとして現金104万円のほか、計23万円相当の接待を受けた。（令和5年）
→【収賄】懲役1年6月（執行猶予3年）、懲戒免職
- ③ 国土交通省本局部長及び次長は、課長補佐及び係長に指示をして、特定の事業者に対し、毎年、業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に、未公開情報である当該入札に係る指名業者名及び当該入札を実施する予定事務所名を教示していた（関与した職員には入札談合を容易にする意図はなかったが、結果的には発注に係る秘密情報を特定の事業者に教示したこととなり、実際、入札参加業者間で当該情報を利用して談合が行われた）。（平成21年）
→当該職員は既に退職。指示を受けて実際に教示していた職員は、減給及び戒告
- ④ 国土交通省の職員は、自宅で仕事をするため、私物のパソコンに工事発注に関するデータ等をメール送信したところ、このパソコンはファイル交換ソフト「Winny」がインストールされていたため、このソフトを通じて情報が流出した。（平成19年）
- ⑤ 国土交通省事務所課長は、地方整備局管内の他の事務所が発注する測量業務でも予定価格を算出することができる「諸経費率表」などの内部資料をA社に漏洩し、賄賂を受けた。（平成18年）
→【収賄】懲役2年6ヶ月（執行猶予4年）、追徴金710万円、懲戒免職
- ⑥ 国土交通省事務所技官は、公表前にB社に発注情報を漏洩し、また、B社を指名業者に選定した見返りとしてビール券を受け取り、飲食代金等を肩代わりさせた。さらに、請負額を増額する際、有利な取り計らいをした見返りとしてビール券を受け取り、飲食代金等を肩代わりさせた。（平成10年）
→【収賄】懲役2年（執行猶予4年）、追徴金298万円、懲戒免職

(2) 設計積算を不適切に行うリスク（設計水増し、不自然な契約分割等）

受注に関して特定の事業者が有利となるように設計を恣意的に分割したり、また、賄賂を受けるために水増し設計を行ったりするなどのリスクがあります。

＜不適切な事例＞

- ① 国土交通省事務所専門職は測量業務を発注する際、競争入札を回避するため、業務を分割して少額の随意契約として同一の会社が発注し、更に当該業務の設計を水増しし、差額を見返りとしてビール券を受領した。(平成17年)
→【収賄】懲役2年(執行猶予4年)、追徴金155万円、懲戒免職

(3) 発注者側の職員が談合に関与するリスク（官製談合）

発注者側の職員が、事業者ごとの年間受注目標を設定したり、事業者が作成した落札予定者の割付表を承認したりするなどの、いわゆる官製談合のリスクがあります。

＜不適切な事例＞

- ① 独立行政法人課長は、反復的かつ継続的に落札予定者を決定し、入札前に落札予定者に対し、落札予定者となった旨を伝えていた。また、独立行政法人の役員は、前記の落札予定者の選定結果について承認を与えていた。(平成19年)
→【独占禁止法違反】元課長は懲役1年6月(執行猶予3年)、元役員は懲役2年(執行猶予3年)

2 入札・見積り合わせ・契約の段階

発注事務の全過程の中で、問題が発生しやすい（リスクの多い）段階です。

(1) 予定価格等の秘密情報の漏洩や入札価格へ介入するリスク（公契約関係競売入札妨害罪に該当）

非公表又は公表前における予定価格の漏洩や、また職員本人に悪意はなかったものの、入札前にダンピング情報を得て結果的に入札価格に介入したケースなどがあります。

＜不適切な事例＞

- ① 国土交通省事務所係長は、台風の災害復旧工事などに関連して、A社に対し有利な取り計らいをした謝礼として、賄賂を受け取った。また、B社に入札予定価格を教え、B社に落札させた。(平成20年)
→【収賄、競売入札妨害】懲役2年6月、追徴金2,900万円、懲戒免職
- ② C国土交通省事務所長は、D国土交通省事務所が発注した工事の指名競争入札で、元上司Eの働きかけに応じ、予定価格をF社に教え、見返りとして賄賂を受け取った。(平成20年)
→【加重収賄、あっせん収賄、競売入札妨害】D国土交通省事務所長は懲役2年(執行猶予4年)、追徴金100万円、懲戒免職、元上司Eは懲役2年6月、追徴金760万円、懲戒免職
- ③ 国土交通省事務所係長級職員は、光ケーブル敷設工事の調査基準価格を、工事を落札したG社に対し、同社に資材を納入しているH社の幹部を通じて伝え、G社から現金400万円を受け取った。(平成23年)
→【官製談合防止法違反、収賄】懲役2年6月(執行猶予4年)、追徴金400万円、懲戒免職

(2) 不適切に随意契約をするリスク（恣意的に少額随意契約となるよう分割等）

本来であれば入札に付する契約となるものを、恣意的に設計を分割し、1件当たりの金額を少額随意契約の限度額以下に抑えることにより、特定の事業者を受注させたケースがあります。

＜不適切な事例＞

国土交通省事務所専門職は、測量業務を発注する際、入札を回避するため業務を分割して少額の随意契約として同一の会社が発注し、更に当該業務の設計を水増しし、差額を見返りとしてビール券を受領した。(平成17年)

→【収賄】懲役2年(執行猶予4年)、追徴金155万円

(3) 発注者側の職員が談合に關与するリスク (官製談合)

＜不適切な事例＞

- ① 柏市職員は、受注予定事業者からの求めに応じて継続的に当該工事の設計金額及び「請負工事等指名委員会資料」の秘密情報を漏洩していた。(平成16年)

→【競売入札妨害】職員4名に対し懲役1年～1年6月(執行猶予3年)

(4) 契約関係書類の虚偽作成や、架空発注をするリスク

物品購入契約において、特定の事業者と共謀して架空発注するなど詐欺行為を行った事件が発生しています。また、前年度の未払いを後年度に架空発注して穴埋めしたケースもあり、事業者とのなれ合い関係が不正行為の温床になっていることが分かります。

＜不適切な事例＞

- ① 国土交通省事務所契約係長は、事業者と共謀し、事務用品の購入に関し、便宜を図った見返りに賄賂を受け取ったほか、架空の請求書を提出させ、公金を騙し取った。(平成18年)

→【収賄、詐欺】懲役2年、追徴金30万円、懲戒免職

3 施工管理及び検査の段階

発注者と受注者は対等な関係でなければなりません。しかし、監督、検査をする発注者が、その立場を利用し、受注者との対等な関係のバランスが崩れてしまうケースも少なくありません。

また、事業者とのなれ合いが生じて、事業者に対して様々な便宜や強要を図ったり、賄賂を受け取ったりするなどの問題が生じています。

(1) 変更契約時において、変更予定価格等の秘密情報を漏洩するリスク

変更契約時においても入札と同様の細心の注意が必要です。

(2) 請負者に対し、特定業者を下請けとして使うよう、また特定業者に資材納入をさせるよう要求するなどの、不当な要求をするリスク

元請事業者に対し、下請けとして特定の業者を使うことや資材調達に特定業者を使うことを強要する、また、そのために恣意的に設計変更を行うなどの問題行為が生じています。

＜不適切な事例＞

- ① 国土交通省本局課長補佐は、電気設備工事などを受注した元請け会社にA社を下請けに入れるよう働きかけた謝礼として賄賂を受け取った。(平成18年)

→【収賄】懲役10月(執行猶予3年)、懲戒免職

- ② 国土交通省出張所長は、道路工事の元請事業者に対し、B社の資材を購入するように働きかけたり、B社が扱う特殊な資材でないと工事ができないように設計変更をしたりするなどして、便宜をはかり、見返りとして賄賂を受け取った。(平成14年)

→【収賄】懲役1年10月(執行猶予3年)、追徴金35万円、懲戒免職

(3) 不適切に契約を変更（設計水増し等）するリスク

＜不適切な事例＞

国土交通省事務所技官は、公表前にA社に発注情報を漏洩し、また、A社を指名業者に選定した見返りとしてビール券を受け取り、飲食代金等を肩代わりさせた。さらに、請負額を増額する際、有利な取り計らいをした見返りとしてビール券を受け取り、飲食代金等を肩代わりさせた。（平成10年）

→【収賄】懲役2年（執行猶予4年）、追徴金298万円、懲戒免職

(4) 受注者に対し、不当な便宜を図るリスク（監督、評価等）

検査に際して事業者に便宜を図り、その結果賄賂を受け取る等の問題が生じています。

＜不適切な事例＞

① 国土交通省事務所の建設監督官は、橋梁工事を請け負ったA社の工事成績の評定に関し、点数をつける検査の前に、下検査を実施し、書類や工事の不備を事前に改善させ、また、減点分を他項目で水増し評価をするなどの便宜をはかり、その見返りとして賄賂を受け取った。（平成16年）

→【収賄】懲役1年2月（執行猶予3年）、追徴金24万円、懲戒免職

② 国土交通省事務所専門職は照明設備工事の検査に関し、有利な取り計らいをした謝礼と知りながら賄賂を事業者（請負者）から受け取った。（平成10年）

→【収賄】懲役2年6ヶ月（執行猶予3年）、追徴金450万円、懲戒免職

なお、官製談合を除いた各発注段階におけるリスクのほとんどの事例において、見返りとして賄賂を受け取ったり酒食のもてなしを受けたりするなどの行為が伴っています。

別記様式

不当な働きかけに関する記録簿（報告様式）

年 月 日

不当な働きかけと思料される行為に関して、次のとおり記録・報告します。

1 日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
2 場 所	
3 方 法	面談、電話、電子メール、SNS、文書、その他（ ）
4 不当な働きかけと思料される行為を知った経緯	1 直接働きかけを受けた。 2 不当な働きかけの状況を見聞きした。
5 不当な働きかけに該当すると思料される行為を行った事業者等の名称	
6 不当な働きかけと思料される行為の概要	
7 対応状況	
8 報告状況	年 月 日 所属室長に報告 年 月 日 所属課長に報告 年 月 日 契約担当課長へ報告
9 不当な働きかけを受けたと思料される行為を受けた職員の所属・氏名 (所属) (氏名)	
10 記録者の所属・氏名 (所属) (氏名)	

（備考）複数の者が不当な働きかけを同時に受けた場合等については、その旨を記載すること。